

令和7年 11月7日
北九州市保健福祉局

報道機関各位

「北九州市社会福祉審議会」を開催します

このたび、下記のとおり令和7年度北九州市社会福祉審議会を開催しますので、お知らせいたします。

1 日時

令和7年11月12日（水）14:00～（2時間程度）

2 場所

ホテルクラウンパレス小倉 3階「ダイヤモンドホール」

3 議題等

【議事】

（1）委員長の選出

【報告】

- （1）専門分科会・審査部会の活動報告について
- （2）次期「北九州市地域福祉計画」の策定について
- （3）「NUKUMORI PLUS プロジェクト」について
- （4）児童館について
- （5）令和6年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告書について
- （6）「北九州市地域コミュニティビジョン」の策定について

4 北九州市社会福祉審議会委員

40名

5 会議の公開

会議は公開とし、傍聴可能（定員 10 名、当日先着順）

6 その他

審議会の会議情報（配布資料、議事録）は、市ホームページに掲載予定です。

【問い合わせ先】

保健福祉局総務課
担当：（課長）溝口、（係長）秦
TEL:093-582-2497

■北九州市社会福祉審議会について

1 審議会について

社会福祉に関する事項を調査審議するもので、市長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申します。

社会福祉審議会は、１．民生委員審査専門分科会　２．身体障害者福祉専門分科会
３．地域支援専門分科会　４．児童福祉専門分科会の４つの専門分科会で構成されています。

2 法定されている機能

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- ①民生委員の推薦に対する意見（民生委員法第５条第２項）
- ②身体障害指定医師の決定に対する意見（身体障害者福祉法第１５条第２項）
- ③身体障害指定医師の取り消しに対する意見（身体障害者福祉法施行令第３条第３項）
- ④身体障害の等級認定の疑義に対する意見（身体障害者福祉法施行令第５条第２項）
- ⑤養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止命令、認可取消に対する意見
（老人福祉法第１９条第２項）
- ⑥児童に関する措置及び措置の解除、停止、変更に対する意見（児童福祉法第８条、
第２７条第６項）
- ⑦児童に関する一時保護の延長に対する意見（児童福祉法第３３条第５号）
- ⑧被措置児童等虐待に関する措置に対する意見（児童福祉法第８条、第３３条の１５
第３項）
- ⑨里親、保護受託者の認定に対する意見（児童福祉法施行令第２９条）
- ⑩保育所の認可に対する意見（児童福祉法第３５条第６項）
- ⑪地域型保育所の認可に対する意見（児童福祉法第３４条の１５第４項）
- ⑫子どもの権利の擁護に関する調査審議及び意見具申
（児童福祉法第１１条第１項２号）

3 設置根拠

社会福祉法第７条第１項、第１２条第１項